

第8次総量規制基準の設定方法について（事務局案）

1 総量規制基準設定の基本的な考え方（従来どおり）

- (1) 化学的酸素要求量（COD）については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号（平成28年環境省告示第80号により一部改正））に基づき、第7次の基準を基本としつつ、必要な改正を行う。
- (2) 窒素含有量及びりん含有量については、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号（平成28年環境省告示第80号により一部改正））及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号（平成28年環境省告示第80号により一部改正））に基づく第7次の基準を基本とする。
- (3) 新增設の施設については、既設の施設に比べて、より高度な排水処理技術の計画的な導入が可能であるため、より厳しい総量規制基準を設定する。
- (4) 業種その他の区分については、平成18年10月環境省告示第134号、同135号及び同136号（平成23年環境省告示第23号、同第24号及び同第25号によりそれぞれ改正）の別表に掲げる業種等について、その排水量の規模別等に区分し設定する。

2 総量規制基準設定に係るC値の設定方法

(1) 化学的酸素要求量（COD）のC値について

これまでの7次にわたる規制により相当量の負荷量が削減されてきたことを鑑み次のとおりとする。

- ① 環境省告示の上限を超えているものについて、上限までC値を引き下げる。
- ② 同、上限を超えていないものについては、従来値に据え置く。

(2) 窒素含有量及びりん含有量のC値について

環境省告示により、第7次から変更はなかったため、全ての区分で従来値に据え置く。

【参考】府内事業者への影響

国答申の中でC値の範囲が変更された業種等区分のうち（COD15業種）、府が第7次総量削減計画策定時に定めたC値が当該範囲を逸脱しているものは3区分。

この3区分でC値を変更することになるが、実際に規制が強化される府内の既設特定事業場は3事業場（いずれも「病院」区分）存在する。

しかし、いずれの事業場も発生負荷量（実測値・届出値ともに）は新たな基準値以下のため、大きな影響はないと考えられる。